

# 重要事項説明書

(介護予防) 訪問リハビリテーション

## 第1条 (目的)

この(介護予防)訪問リハビリテーション(以下、「訪問リハビリテーション」とします。)重要事項説明書は、医療法人せいわ会が開設する、ならまちリハビリテーション病院訪問リハビリテーション(以下、「事業所」とします)が、訪問リハビリテーションを提供するにあたり、利用者やそのご家族に対し、医療法人せいわ会および事業所の事業運営規程の概要や勤務体制等、利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載したものです。

## 第2条 (訪問リハビリテーションの目的)

この事業は、利用者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、訪問リハビリテーションを行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。

## 第3条 (基本方針)

事業所は、次に掲げる基本方針に基づき事業を運営するものとします。

- (1) 訪問リハビリテーションの提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に提供します。
- (2) 訪問リハビリテーションの提供にあたっては、事業所は自らその質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- (3) 訪問リハビリテーションの提供にあたっては、医師の指示並びに訪問リハビリテーション計画又は介護予防訪問リハビリテーション計画(以下、「訪問リハビリテーション計画」という。)に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に提供します。
- (4) 訪問リハビリテーションの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要とされる事項等について理解しやすいよう説明を行います。
- (5) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。要介護状態にある利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮します。
- (6) 訪問リハビリテーション提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとします。

#### 第4条 (会社概要)

法人名称	医療法人せいわ会
法人所在地	大阪市生野区巽南3丁目19番3
代表番号	06-6752-7531
代表指名	福澤 正洋
設立	昭和38年2月1日
資本金	0円
実施事業	病院・訪問介護事業

#### 第5条 (訪問リハビリテーションを提供する事業所)

##### 事業所の概要

事業所の名称	医療法人せいわ会 ならまちリハビリテーション病院 訪問リハビリテーション
所在地	奈良県奈良市杉ヶ町57番1
電話番号	0742-20-3700
FAX番号	0742-20-7800
指定事業所番号	2910111646
実施サービス	(介護予防) 訪問リハビリテーション
通常のサービス 提供地域	奈良県奈良市(旧月ヶ瀬村・旧針ヶ別所村・長谷・杣ノ川・誓多林・丹生・ 大平尾・平清水・生琉里・上深川・萩を除く)・大和郡山市(藤井・下仁興・ 菅原・長滝・旧丹波市町・旧福住村を除く)・天理市・生駒市・斑鳩町・安 堵町・河合町、京都府木津川市、精華町(山田荘村を除く)

##### 営業日および営業時間

営業日	月曜日から金曜日(祝日は要相談)
営業時間	午前8時30分～午後5時15分
休業日	土・日及び12月30日から1月3日
相談・緊急時	24時間受付

##### 受付方法

電話番号	平日 8:30~17:15	0742-20-3700
	休日・夜間	0742-20-3700
FAX番号	24時間	0742-20-7800

## 職員体制

	常勤	非常勤	合計
管理者	1人	0人	1人
医師	1人	0人	1人
理学療法士	2人以上	0人	2人以上
作業療法士	0人	0人	0人
言語聴覚士	0人	0人	0人

管理者は、当事業所に携わる従業者の総括管理、指導を行います。

医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、医学的対応を行います。

理学療法士（又は作業療法士、言語聴覚士）は、医師の指示並びに訪問リハビリテーション計画等に基づき利用者の心身機能の回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行います。

訪問リハビリテーションの職務において、管理者と医師は兼務する体制を採用しております。

利用者の増加に合わせて、理学療法士（又は作業療法士、言語聴覚士）の人数を適宜増やしております。

## 第6条（サービスについて）

### 訪問リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額

- (1) 事業所が行う訪問リハビリテーションの内容は、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、要介護者等の居宅を訪問し、基本的動作能力又は応用的動作能力、社会的適応能力、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行う、理学療法や作業療法その他必要なリハビリテーションとします。また、理学療法士（又は作業療法士・言語聴覚士）は、訪問日、提供したリハビリテーション内容等を診療録に記載します。
- (2) 訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、サービスの単価に単位単価を乗じた額の1割（2割・3割）の額とします。
- (3) 法定代理受領サービス以外の訪問リハビリテーションを提供した場合は、サービスの単価に単位単価を乗じた額とします。
- (4) (2) から (3) までの費用の支払いを受ける場合には、要介護者等又はその家族に対して事前に当該サービスの内容及び費用について文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（又は署名捺印）を受けるとします。

訪問リハビリテーションの報酬・加算について

訪問リハビリテーション料	308 単位/回 (20 分につき)
介護予防訪問リハビリテーション料	298 単位/回 (20 分につき)
短期集中リハビリテーション実施加算 (退院退所、又は認定日から起算して3月以内の場合)	200 単位/日
サービス提供体制強化加算	6 単位/回
リハビリテーションマネジメント加算1	180 単位/月
リハビリテーションマネジメント加算2	213 単位/月
※加算1・加算2の何れかを加算	
リハビリテーションマネジメント加算3	
※リハビリテーション計画等を医師が説明・同意を得た場合に加算	270 単位/月
移行支援加算	17 単位/日
退院時共同指導加算 (事業所スタッフが退院前カンファレンスに出席した後、初回の訪問リハビリテーションを行った場合)	600 単位/回
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (認知症の利用者に対して、退院日または訪問開始日から3ヶ月以内の場合)	240 単位/日

振込先について

振り込み先	みずほ銀行(銀行コード:0001) 船場支店(支店コード:513) 普通口座 3030877
口座名	医療法人せいわ会

※振込手数料は別途負担をお願いします。

振替（払込）について

代金回収委託会社	みずほファクター株式会社
振替日（払込日）	毎月5日 ※金融機関休業日の場合は翌営業日

第7条 (サービスの終了)

- (1) 利用者の都合でサービスを終了する場合、文書等で連絡があれば、いつでも解約することができます。但しこの場合利用者は、事前に当該居宅支援事業所又は、当該地域包括支援センターに申し出るものとします。
- (2) 当事業所の都合、人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了する場合があります。その場合は、終了1か月前までに文書で通知します。
- (3) 事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居

宅介護支援事業者への情報の提供を行うものとします。

(4) 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

- ① 利用者が入院、介護保険施設等に入所した場合
- ② 利用者がサービス提供地域外へ転居した場合
- ③ 利用者の要介護状態区分が自立となった場合
- ④ 利用者が死亡した場合

(5) その他

利用者またはご家族が当事業所や介護支援専門員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了する場合があります。

#### 第8条 (キャンセル料)

当日のキャンセルについては、キャンセル料が発生する事があります。ご了承ください。

#### 第9条 (衛生管理)

従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとします。

#### 第10条 (緊急時等における対応方法)

事業所及びその従業者は、訪問リハビリテーションの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、又は事故が発生したときは、速やかに救急車やかかりつけ医の連絡等、適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するものとします。

#### 第11条 (損害賠償)

訪問リハビリテーション等を行う上で、利用者ならびにその家族の生命、身体財産に損害を与えた場合には、事業所はその損害を賠償する義務を負います。ただし、利用者またはそのご家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

#### 第12条 (サービスの内容に関する苦情)

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サー

ビスについてのご相談・苦情を承ります。

連絡先	ならまちリハビリテーション病院 事務部		
住所	奈良県奈良市杉ヶ町 57 番-1		
電話番号	0742-20-3700	F A X 番号	0742-20-7800

その他、当事業所以外に、下記の苦情窓口にご相談することができます。

奈良県国保団体連合会 苦情相談係	住所：奈良県橿原市大久保町 302-1		
電話番号	0744-29-8311	F A X 番号	0744-29-8322

苦情の申し立てがあった場合、事業所は速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無及び改善の方法について利用者に報告するものとします。

事業所は、利用者又は利用者の身元引受人から苦情の申し立てがなされたことをもって、利用者に対していかなる差別的な取り扱いもいたしません。

事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

#### 第 13 条（個人情報の取り扱い等について）

- (1) 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。
- (2) 個人情報の収集は、居宅介護支援のサービス提供にあたって、利用目的の範囲を説明し同意を得た上で収集します。
- (3) 個人情報の使用は、同意を得た利用目的の必要な範囲内において適正に使用します。
- (4) 同意または依頼のない限り、個人情報を第三者に提供することはありません。同意・依頼の下で、個人情報の提供・預託を行う場合においても、提供・預託先が適正に管理するよう監督します。
- (5) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことはありません。
- (6) 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき

旨を従業者との雇用契約の内容とするものとします。

#### 第 14 条（個人情報利用範囲）

- (1) 適切な訪問リハビリテーション等の提供のため。
- (2) 提供したサービスに関する請求業務などの介護保険事務のため。
- (3) 厚生労働省が運用する科学的介護情報システム（LIFE）への情報入力のため。
- (4) 居宅サービスの適切な提供のための他の居宅サービス事業者との連携、照会への回答のため。
- (5) 住宅改修工事施工事業者との適切な改修工事の実行のため。
- (6) 緊急を要する場合の、医師や救急隊への連絡のため。
- (7) 家族に対する本人の心身の状況や利用状況に関する報告のため。
- (8) 当事業所のサービスの、維持・改善に資する基礎資料の作成のため。
- (9) 当事業所で行われる職員研修における事例検討のため。
- (10) 当事業所で行われる学生等の実習教育のため。
- (11) 学会や研究会での発表のため。
- (12) 審査支払い機関（国保連）や保険者からの照会など、法令上応じることが義務付けられている事項のため。
- (13) 外部監査機関・サービス評価機関への情報提供のため。
- (14) 損害賠償保険・障害保健等に係る保険会社等への相談・届出のため。
- (15) その他、特に目的を特定の上、同意を得て収集した個人情報については、その利用目的に沿う範囲で利用します。

#### 第 15 条（虐待防止に関する事項）

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために次の措置を講ずるものとします。
  - ① 虐待を防止するために従業者に対する研修の実施
  - ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - ③ その他虐待防止のために必要な措置
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

#### 第 16 条（感染対策に関する事項）

事業所は感染症の発生及びまん延等に関する対策のために次の措置を講ずるものとします。

- (1) 感染症の発生及びまん延等に関する委員会の開催
- (2) 感染症の発生及びまん延等に関する指針の整備
- (3) 感染症の発生及びまん延等に関する研修の実施

#### 第 17 条（事業継続に向けた取り組みに関する事項）

事業所は事業継続に向けた取り組みとして次の措置を講ずるものとします。

- (1) 業務継続計画の作成
- (2) 職員に対する業務継続計画の周知
- (3) 定期的な業務継続計画の見直しの実施

第 18 条 (その他運営に関する重要事項)

- (1) 従事者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとします。
  - ① 採用時研修 採用後 3 月以内
  - ② 継続研修 年 1 回以上
- (2) 提供するサービスの第三者評価の実施状況については下記の通りとなります。
  - 第三者評価の実施状況の有無：実施無し



ならまちリハビリテーション病院 訪問リハビリテーションは、重要事項説明書に基づいて、訪問リハビリテーション、介護予防リハビリテーションのサービス内容および重要事項の説明を行いました。

本書交付を証するため、本書を2通作成し、ならまちリハビリテーション病院訪問リハビリテーション、利用者（又はその代理人）は、署名（又は署名捺印）の上、各1通を保管するものとします。

年 月 日

事業者 所在地 奈良県奈良市杉ヶ町57番1  
事業者名 ならまちリハビリテーション病院  
訪問リハビリテーション

説明者 \_\_\_\_\_ (印)

私は、重要事項説明書に基づいて、居宅介護支援のサービス内容および重要事項の説明を受け、その説明を受けた内容について同意のうえ、交付を受けました。

年 月 日

利用者 住所 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

代理人 住所 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

利用者との続柄 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)